

# 令和4年第5回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年5月12日(木) 13時29分から14時12分

2. 開催場所 香美市中央公民館2階会議室

3. 出席委員 (19名)

会長	19番	原	心一					
会長職務代理	2番	山崎	彰	3番	小松	和啓		
委員	1番	山内	茂	4番	藤原	新市	5番	堤 昭雄
	6番	竹村	純吉	7番	三谷	富重	8番	西村 広幸
	9番	三木	克司	10番	岡本	博臣	11番	竹平 豊久
	12番	西岡	久	13番	森田	良彦	14番	上島 陽子
	15番	五百蔵	純太	16番	門脇	義人	17番	岡田 修一
	18番	宗石	大輔					

4. 欠席委員 (0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案	第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
	第2号	非農地証明願いについて
	第3号	下限面積の設定について
	第4号	農地法第18条第6項解約通知報告について
	第5号	農地法第5条の規定による届出について(報告)
	第6号	香美市農用地利用集積計画について(諮問)
	第7号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	川島 進
事務局次長	岡村 昭彦
事務局係長	川村 周作
農地主事	森本 宏

7. 会議の概要

事務局	開会(13時29分) すいません、皆さん、こんにちは。雨の中お足元悪い中お集まり下さいましてありがとうございます。皆さん、揃いましたので少し定刻の時間より早いですけど、ただ今から令和4年第5回の農業委員会総会を開催いたします。 香美市農業委員会会議規則 第3条 会長は、議長となり、議事を整理する。となっておりますので、議長を会長にお願いします。よろしくお願います。
議長	それでは本日の会を進めたいと思いますのでよろしくお願いを致します。 議案に対しまして訂正がありますので、後で説明をさせていただきますのでよろしくお願いをしたいと思います。 そして本日のですね、議事録の署名人につきましては小松委員、そして藤原

委員にお願いしますので、よろしくお願いをしたいと思います。

なお、推進委員さんでは宗石さんが欠席という届けが出ていますが、他には全員出席ですのでよろしくお願いをしたいと思います。

ちよつと雨不足で、皆さん方、水の心配もしよつたと思いますが、先般来の雨で、その点については解消されたんじゃないかなあというふうな思いもします。ただ今日明日明後日にかけて、ちよつと雨がえらいというふうなことも聞いてますので、皆さん方、農産物管理にはですね、十分に注意をしていただいで進めていただきたいというふうに思ってますのでよろしくお願いを致します。

それでは本日の令和4年の第5回の会を進めていきたいと思しますのでよろしくお願いを致します。

それでは皆さん宛に配布をさせていただいております議案に沿いまして、第1号農地法第3条の規定による許可申請より、説明をいただき、皆さん方より、ご質問を受けたいと思しますのでよろしくお願います。

## 事 務 局

すいません、ちよつと事務局から訂正とそれからお配りしている資料の確認をしたいと思います。もし、お手元に無ければおっしゃってください。

議案書、議案書と第3条の調査書、それから写真資料、それから利用権設定等の申出書、それから右肩上に資料20と書いてます、令和4年度最適化活動の目標の設定等という2枚ホッチキスで止めたもの、それから別紙議案第3条という別段の面積(下限面積)の設定っていう1枚紙のものと、それから農地区分早見表っていうちよつとコピーをして、ちよつと見づらいですが、黄色で線を引いてるものですけど、その7つですが、議案書と第3条調査書、写真資料、それから利用権設定申出書、それから資料20、令和4年度最適化活動の目標の設定等、それから別紙の議案第3号、それから農地区分早見表、その7つとそれから冊子として資料を、農地法、農業委員会の制度とかについての勉強する1, 2, 3と3つ薄い資料とそれから農業委員会活動記録セットという記録をつけるものを、無い方がおりましたら言ってください。特に無ければちよつと訂正の方に移りたいと思します。構いませんでしょうか。

そしたらすいません、資料の訂正をお願いします。議案書の8ページ、申請番号が左についてますけど、その3の渡し手の被相続人が■■■■さん、相続人は■■■■さんです。追記をお願いします。■■■■さんのところへ被相続人、亡くなられたので被相続人、それからその下に書いてないので相続人で■■■■さん、■■■■は、■■■■で、■■■■ということです。

すいません、そこが抜かってましたので、追記をお願いします。

それから、次に資料の差し替えをお願いします。別紙でお配りしている議案第3号です。1枚紙の別段の面積、(下限面積)の設定についてというのが、1枚紙で配ってるのが変更後で、議案書の4ページに変更前がありますので、差し替えという形で別紙をお配りしていますので、よろしくお願います。

変わってるところは1番下の大柄の筆がちよつと抜けてるところで、また説明をさせて、元は大柄のコツミの筆が入ってましたけど、後で説明させていただきますけど、それは削除されて土佐山田町の大平の分だけになってます。そちらが変更後になります。以上で、何かわからないところが無いですか、大丈夫でしょうか。そしたら議案の方へ進めさせていただきます。

そしたら議案書の議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。

1番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は土佐山田町京田字上久保195番1、地目は田、面積は598㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は4,385㎡、譲渡理由は贈与(親族)、譲受理由は受贈(親族)、資料は1です。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町船谷字黒田屋式290番、地目は田、面積は561㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲

受人の耕作面積は 6,564 m<sup>2</sup>、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模拡大、資料は 2、10 a 当たり 500,000 円で総額 280,500 円です。

3 番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は香北町日ノ御子字都路 3 2 番、地目は田、面積は 2 1 1 m<sup>2</sup>、外 2 筆、計 3 筆で合計面積 228.84 m<sup>2</sup>、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は 3,550 m<sup>2</sup>、譲渡理由は贈与（その他）、譲受理由は受贈（その他）、資料は 3 です。

4 番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町吉野字北屋敷 1 6 6 番 1、地目は田、面積は 7 8 9 m<sup>2</sup>、外 6 筆、計 7 筆で合計面積 3,515 m<sup>2</sup>、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は 10,460 m<sup>2</sup>、譲渡理由は経営縮小（労力不足）、譲受理由は隣接地の取得、資料は 4、10 a 当たり 200,000 円で総額 703,000 円です。

農地法第 3 条第 2 項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断されます。以上です。

議 長 以上、議案第 1 号の農地法第 3 条の規定による許可申請ですが、説明が終わりましたので、皆さん方からご質問を受けたいと思いますが、何か質問はありませんかね

———質 疑 な し———

議 長 格段質問ありませんか。それでは採決に入りたいと思いますのでよろしくお願いを致します。

議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請ですが、事務局の方から説明がありましたように賛成の方の挙手をお願いします。

———全 員 挙 手———

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。  
続きまして、議案第 2 号非農地証明願いについての説明をお願いします。

事 務 局 はい、議案第 2 号 非農地証明願いについて説明致します。

1 番、申請地は土佐山田町逆川字東サコ 3 2 7 6 番 3、地目は畑、面積は 1 1 5 m<sup>2</sup>、利用状況は原野、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は昭和 4 5 年にゴミ置き場としての使用を終了し、原野となり、現在に至る。調査員は森田委員で資料は 5 です。

2 番、申請地は土佐山田町逆川字東山 1 3 5 1 番、地目は田、面積は 8 5 m<sup>2</sup>、利用状況は公衆道路・原野、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は 1351 番と 1363 番は平成 1 5 年（月日不詳）、田を集約後の残地を原野及び管理道とし、現在に至る。逆川 3276 番 2 は昭和 1 2 年（月日不詳）に道路用地（現県道）に提供。所有権移転登記されず現在に至る。3280 番口は平成 1 5 年（月日不詳）耕作を終了し、現在に至る。調査員は森田委員で資料は 6 です。

3 番、申請地は土佐山田町船谷字池ノ東 1 1 5 番 2、地目は畑、面積は 2 8 4 m<sup>2</sup>、利用状況は庭、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は昭和 4 5 年に父、船谷市郎が、当該地に自宅を建造していた。平成 2 1 年に建物を撤去し、庭として現在に至る。調査員は森田委員で資料は 7 です。以上です。

議 長 以上、説明が終わりましたが、ここです、調査員の森田委員に 1 番から 3 番までの説明をお願いをしたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

委員 (13 番) はい、それでは申請番号 1 番について説明致します。資料 5 - 1 をご覧下さ

い。場所につきましては龍河洞入口の駐車場の手前の約100m位手前の県道の下の側面になります。3月24日に確認を致しました。別に問題無いと思われ  
ます。

申請番号2番につきましては資料の6-1をご覧ください。場所につきましては先程の資料5-2の下段で、1351番と1363番は資料6-4と資料6-5  
なります。次に3276番の2は資料5-2の上段で龍河洞に向かった、現在県道になっているところ  
です。3280番の口につきましては場所は先程の資料6-2の赤印の②の手前で県道の下  
の側面です。同じ3月24日に確認を致しました。別に問題無いと思われ  
ます。

申請番号3番につきましては、資料7-1をご覧ください。場所につきましては工科大の正門の南の船谷部落の東の端になります。写真の写っている前が現在  
住まれている■■■さんのお家です、手前になります。4月の7日に確認致しま  
した。別に問題無いと思います。以上です。

議 長 議案第2号につきまして説明がありましたので、ただ今より、皆さん方から  
質疑を受けたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。格段ありません  
か。

——— 質 疑 な し ———

議 長 格段無いようですので、議案第2号非農地証明願いにつきまして、賛成をさ  
れる皆さん方の挙手をお願いしたいと思います。

——— 全 員 挙 手 ———

議 長 はい、どうも有難うございました。  
続きまして議案第3号、下限面積設定について説明をお願いします。

事 務 局 議案第3号 下限面積の設定についてご説明いたします。  
今回の下限面積の設定については、下限面積を現在指定しているものを外す  
ものと、下限面積を新たに指定して行うものについて、議案としてあげさせて  
いただいております。

ご審議をいただき、承認を得られましたら、議案書(案)のとおり、下限面積  
の告示を行う予定にしております。

それでは、議案書4ページをお開きください。すいません、4ページが違っ  
ますので別紙の方を見てもらうようになります。変更前と変更後で記載して  
おります。

はじめに、農地法施行規則第17条第1項については、これまでどおり、香北  
町及び物部町が30a、土佐山田町40aと変更はありません。

次に、農地法施行規則第17条第2項について説明致します。

変更前の適用する区域である(物部町大栃と香北町日ノ御子の2筆)につい  
ては、空き家に付随する農地です。

次に、変更後については、農地法施行規則第17条第2項は、香北町日ノ御子  
宇都路32番を外します。これは、今回の定例会の議案第1号、申請番号3で諮  
問された所有権移転売買によるためです。

また、農地法施行規則第17条第2項の物部町大栃字コツミ1192番4を外し  
ます。これは、この農地に付随する空き家のみ、もうすでに令和3年2月24日  
に香美市内の方が購入していたことが定住推進課の方と確認を取って分かり  
ましたので、このまま、この農地を指定していることがふさわしくないため  
です。

変更後に新規指定するものとして、土佐山田町大平の農地があります。

これも空き家に付随する農地です。

それでは、別添の資料、写真の資料の8-1に沿って説明をいたします。

別添の写真資料8-2及び8-3も併せてご覧ください。

農地の所有者は、審査確認書記載のとおりです。申請の所在地は、土佐山田町大平字上ミヤシキ518番、面積238㎡、遊休地区分は、現に耕作の目的に供されておらず、耕作の目的に供されないと見込まれる農地であるため1号遊休農地と判断しております。

中山間直接支払制度、多面的機能支払制度の利用はありません。

所見としては、所有者は、南国市に在住しています。遠方に住んでいるため農地の管理が難しくなり、遊休化が確実と見られます。

申請地は、家屋の周辺にあり、栽培及び管理が容易であり、周囲には影響を及ぼさないと考えられますので、設定基準に該当するものと判断しております。

空き家の方は写真の農地の西の方にあります。以上です。

議

長

以上、下限面積設定、議案第3号につきまして説明がありましたので、皆さん方よりご質問を受けたいと思いますが、何かご質問ありませんかね。

新しく委員になられました皆さん方、推進委員になられました皆さん方にはあまりなじみがないかも知れませんが、香美市の農業委員会についてはですね、もう数年前からこういうことがずいぶんなされてきました。昔はこういう制度が無かったわけですけども、空き家に付いた小面積の農地を、昔ですと農地として家を買った人には、売ることが出来ませんでした。委員会が下限面積を引き下げて設定をし、空き家に付随した農地であればですね、一緒に売れるという制度が出てきておりますので、それを適用して今度その空き家に付いた農地と一緒に売買をするということで、農地のことについては農業御委員会の許可が必要ですので、今日こうして提出をされていますので、ご審議いただいてですね、決定にしたいと思っております。何かご質問があれば受けたいと思っております。

——質疑なし——

議

長

格段無いようですので、皆さん方十分理解いただけちゃうというふうに判断をさせていただきますが、それでは採決に入りますが、ご異議ございませんかね。

——異議なし——

議

長

はい、それでは議案第3号、下限面積設定につきまして説明がありましたように、賛成をされる方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

議

長

はい、全員賛成です。右難うございました。  
続きまして議案第4号農地法第18条第6項解約通知報告についての説明をお願いします。

事務局

報告第4号 農地法第18条第6項解約通知報告について説明致します。

1番、申請地は香北町下野尻字シヨシ568番、地目は田、農振区分は農用地、面積は697㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、成立日、解約日は令和4年4月4日、引渡日は令和4年5月12日、解約理由は期間変更の為のためです。

2番、申請地は香北町下野尻字シヨシ582番、地目は田、農振区分は農用地、面積は525㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、成立日、解約日は令和4年4月4日、引渡日は令和4年5月12日、解約理由は期間変更の為のためです。以上です。

議 長 以上、議案第4号につきまして説明がありました。皆さん方より質問を受けたいと思いますが、何かご質問ありませんかね。

——質疑なし——

議 長 格段無いようですので、議案第4号につきましては報告案件ですので報告のみとさせていただきたいと思います。  
引き続きまして議案第5号農地法第5条の規定による届出についての報告をお願いします。

事 務 局 報告第5号 農地法第5条届出報告について説明致します。  
1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町秦山町1丁目61番2、地目は田、面積は333㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は木造平屋建て住宅1棟、資料は9で調査員は事務局川村です。以上です。

議 長 議案第5号の農地法第5条の規定による届出の報告ですが、説明がありましたので、皆さん方より質問を受けたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。

——質疑なし——

議 長 この土地についてもですね、ここは市街化区域内の農地で田で残っておった分ですが、それを農地から外してですね、家を建てられるかということになるかと思っています。市街化区域内ですので格段問題は無いと思いますが、何かご質問があれば受けたいと思います。

——質疑なし——

議 長 格段無いようですので、議案第5号、農地法第5条の規定による届出の報告ですが、この件につきましても報告のみとさせていただきたいと思います。  
続きまして議案第6号香美市農用地利用集積計画についての諮問ですが、説明をお願いをしたいと思います。

事 務 局 議案第6号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明をします。

1番、再設定で、土佐山田町加茂の農地9筆、合計4,519㎡を■■■■の■■■さんが借り受け、野菜を栽培します。使用貸借権で期間は5年です。

2番も再設定で、土佐山田町中後入の農地、399㎡を■■■■の■■■さんが借り受け、水稲を栽培します。使用貸借権で期間は1年です。

3番は新規設定で、土佐山田町の農地、2,861㎡を■■■■の■■■さんが借り受け、ニラを栽培します。貸借権で期間は10年です。

4番も新規設定で、土佐山田町佐野の農地、330㎡を■■■■の■■■さんが借り受け、水稲を栽培します。貸借権で期間は1年です。

5番も新規設定で、土佐山田町佐野の農地5筆、1,627㎡を4番と同じ■■■さんが借り受け、水稲を栽培します。貸借権で期間は1年です。

6番も新規設定で、土佐山田町佐野の農地3筆、1,367㎡を4番5番と同じ■■■さんが借り受け、水稲を栽培します。貸借権で期間は1年です。

7番は再設定で、香北町葎生野の農地、566㎡を■■■■の■■■さんが借り受け、ニラを栽培します。貸借権で期間は5年です。

8番も再設定で、香北町葎生野の農地11筆、5,222㎡を■■■■の■■■さんが借り受け、ニラ、ネギ、生姜、ミニトマトを栽培します。

貸借権で期間は5年です。

9番も再設定で、香北町下野尻の農地、697㎡を■■■■の■■■さんが借り受け、ニラを栽培します。貸借権で期間は6年10カ月です。

10番も再設定で、香北町下野尻の農地、525㎡を9番と同じ■■■さんが借り受け、ニラを栽培します。貸借権で期間は6年10カ月です。以上です。

議 長

以上、事務局の方からですね、説明がありましたので、ただ今より、質疑を行いたいと思いますが、皆さん方、何かご質問ありませんかね。

4番、5番、6番の番号の請け人の■■■さんはですね、住所が■■■■になってますけども、今まで周辺で農地を作っておるとかいうことはありますか。初めてですか。ひよっと藤原さんご存じない。佐岡。

委員（4番）

うん、そうね。地図を見ながら、見ると名前と住所がこの番地だけじゃ、すぐにわからないけど、地図を持ってるので地図を取ってながら見ながらイメージが出るんですけどね。

議 長

■■■さんも前は、■■■さんはもう高齢ですが、健在だと思いますが、下の■■■さん言うろうか、その人は娘さんやと思うけれども、今まで自分が作ったり、旦那さんと一緒に農業してましたけど、これを見ますと新しく■■■さんという人に貸されるということになろうと思いますが、初めて農業されるのか、それとも経験があつてやるのかそこのところちょっと知りたいなあと思ったんですけど、事務局ではわからない。わからん。わからないそうですので、それなりに思いがあつてですね、農業したいということでやられると思いますので、また地域の皆さん方にはですね、充分見守りをお願いをしたいと思いますのでよろしくお願いを致します。他に何かご質問はありませんか。

——質疑なし——

議 長

格段無ければ採決に入って行きたいと思いますがご異議ございませんかね。

——異議なし——

議 長

はい、それでは議案第6号、香美市農用地利用集積計画の諮問ですが、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

議 長

はい、全員賛成です。有難うございました。  
それでは続きまして議案第7号、その他の件ということになってますが、何か事務局の方からありますか。

事務局

資料20をご覧ください。今日お渡しした分です。令和4年度最適化活動の目標設定等ということで、全部で3ページの資料がついてます。これで県の農業会議の方に報告したいと思いますので、また字がちよつと小さいですけど、確認をしちよつてもらったらいいと思います。その中の1, 2, 3枚目のところで、2番の最適化活動の活動目標ということで、1人当たりの活動日数ということで月6日、6日を入れてます。一応最低が6日、6日になってますので、月6日以上活動ということで記入の方をお願いしたいと思います。以上になります。

議 長

この件につきましてですね、今までこういうこともあまり議論もしてきてなかったんですが、今年からですね、1人当たりの活動日数を6日というふうに限られてます。それ以上は構いません。ただし、皆さん方の活動記録の、何か文書

がいつちゅうと思いますが、それにはですね、月に6日以上何かをしましてよと今日の会も含めてしまふよという何か実績を残さなあいきませんので、活動記録簿に6日以上になるように設定をしていただきたいと思います。ただ30分、1時間をいろんな近所の人と農地のことについて話したり、また貸したい人がおつてですね、借りたい人を紹介したとかいうふうなことで1時間でも30分でも1日とみなしていただいて結構ですので、その点をよろしくお願ひをしたいと思います。これから先、今までうちは最適化交付金をいただいていた関係でこういうものを書かなあいかんということは皆さん方も経験済みですが、交付金をいただいて無くつても、今年からはですね、全部活動記録に残して、月6日以上何かをせなあいかんというふうなことに設定をしておりますので、皆さん方には非常に窮屈な思いをするかもわかりませんが、よろしくお願ひをしたいと思いますので、お願ひをします。何かご質問があれば受けたいと思いますので、何かありませんかね。

無ければ次に事務局の方からちよつとお願ひを兼ねて説明がありますので、よろしくお願ひします。

事務局

はい、全国農業新聞購読申込書ということで、今年初めて農業委員さんになられた方とか、推進委員さん方だけに今回申し込みの方を、新聞の申し込みを入れてますので、またお願ひしたいと思います。また今現在推進委員さんとか農業委員さんの方で新聞を申し込みたいなあということがある方、また農業委員会の方へまた電話してもらったらいいと思います。またよろしくお願ひします。

議長

新しくなられた人についてはですね、資料を配つて、資料がいつちゅうと思いますので、すいません、よろしくお願ひをしたいと思います。なお、いつもいつも言わせていただけてますが、交付金のなかで、8千円の交付金が出ますが、この新聞を取つておつたらですね、年間8,400円ですので、400円の持ち出しがありますけれども、皆さん方のいろんな活動の参考になることも出てくると思いますので、ひとつこの新聞の購読をお願ひをしたいと思います。なお、皆さん方に資料を配つておりますが、それを書いて頂いたらですね、また何かの用事の時に事務局の方に提出をしていただきたいというふうにしてますのでよろしくお願ひを致したいと思います。他には。

事務局

ちよつと補足です。

議長

どうぞ、どうぞ。

事務局

すいません、事務局から補足説明をさせていただきます。

前回の総会で議決しております、農地法第5条の許可についてです。案件としては、土佐山田町神母ノ木の県道拡幅工事に伴う住宅を隣地に建て替える転用案件でした。お配りしている農地区分の早見表をご覧ください。ちよつとコピーで見にくいところがあるかもしれませんが、黄色で線引つ張つてるところですが、マーカーをしてるところで、資料の左のエのところの次エの(ア)のa、(a)、第3種農地、水道、下水道管、又はガス管のうち2種類以上が埋設された道路の沿道区域であり、かつおおむね500m以内に2以上の教育施設、医療施設、その他公共施設がある区域内的の農地ということで先日説明させていただいたのはこの第3種農地に該当するというので教育施設、工科大学と片地小学校がありますが、下水道管が通っていませんので該当にならないということで、ただし、表の下のカ、(ア)の、その他の農地(第2種農地)に該当するというので、これでしたら転用可能ということで、すいません、3種農地とこちらが説明しましたが、その他の農地(第2種農地)で転用が可能ということで前回の会へ通つた分ですけど議事録へ残すのに第3種農



地では都合悪かって皆さんにご説明してその他の農地（第2種農地）ということではいかさせていただきます。農地区分というのがあってですね、それぞれの農地に、ちょっと勉強というかちょっとずれますけど、1番上の1種農地というところは、10haの広がりのある農地ですけど、右の原則不許可と。1種農地というのはいろんな家を建てるとか、太陽光とかいろいろするのに原則はできませんけど、家を建てる時には、特別に集落接続というような、高知県ルールの特例もありますので、それからそこに住んでなくても一般住宅で周りに2戸以上の集落があったらそこから60m以内に申請地があれば家が建ったりもできます。いろんな条件をクリアすることがありますけど、あと1種農地10ha以上のところには太陽光とかできませんので。主に太陽光とかできるのは3種農地の真ん中の（b）の次の施設から概ね300m以内にある農地とか、3番の市町村役場、支所から300m以内とか、香北町の支所の周りとかそれから小学校の辺りとかにあるのは300m以内とか、それから次の第2種農地の次の施設から500m以内の農地とかいう、こういうところからその何百m以内のところにはできるという右の方に原則許可とかいうふうなことが書かれてますけど。いろんな条件、周りの条件、香美市の方ではソーラーとか作る場合は周辺の同意を重きを置いてますので、本来は同意が無かったら被害防除計画でできるという法律の方ではそれでできるということでは県のほうへ、香美市の会の方で不許可相当言うところで意見付けて出しても、県の方が許可を下すことが被害防除計画が行政書士さんとかで作ってあればそれがいくと、それで思惑あ同意もしてないけど太陽光が出来て後から揉めるとかいうケースとかも今まであっておりますので、その度ケース、ケースごとにですね、事務局も入って話をして何とか、話し合いで済ませるような形にはしてますけど、この1種農地とか、それから2種農地とか3種農地とかいうのはなかなか航空写真でも事務局の方で判断してますけど、一概にずっとこれは農業委員さんに判断っていうのは難しいと思いますので、またこういうところにこういう転用をやりたいというケースがあればですね、事務局の方へ聞いて頂いたらまたパソコンとかの航空写真を見たり、それで簡単な測量をしてですね、お示しすることも出来ますので、話が長くなりますけど農地区分の早見表で第1種農地、第3種農地、第2種農地、それから1番下のその他の農地（第2種農地）というものがあるということをお今日はちょっと勉強して、新しい委員さんの方でもして下さったらと思っちょとお話をしたところです。以上です。

議 長 はい、ちょっとこうわかりにくい点で説明があったかと思いますが。何か皆さん方からご質問あれば受けたいと思いますが、格段ありませんかね。


——質疑なし——

議 長 格段無ければですね、今日の議案に沿いましての説明は以上になろうかと思っておりますので、今日の会を終わりたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。


閉会（14時12分）

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議 長

原、 心一 

署 名 人

小、 松和啓 

署 名 人

藤原新市 